

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第5章 地理的表示保護法

5-1. 保護対象、根拠法

地理的表示権は、多くの生産者に直接的に影響を与える共同体権利である。タイは、地域の生産物の発展を援助するための地理的表示保護の方針を持っており、それは国家の貿易にも役立つ。また、地理的表示の保護により、地域生産者の生産物のイメージアップをも刺激することにつながる。地理的原産地について一般の人々が混乱することを防ぐために、生産物の地理的表示登録がなされ、実際の地理的表示について混同する可能性のある地理的表示の使用は禁じられている。現在の地理的表示法（2003年）は2003年4月28日に施行された。本法の施行前においては、地理的表示名が許可無しに使用されることから地理的表示所有者を保護するような特別法はタイにはなく、タイでは、例えば刑法、消費者保護法、商標法を地理的表示保護のために適用していた。

5-2. 登録可能な地理的表示（第3条）

「地理的表示」とは、「名前、象徴、地理的場面で使われるもの、そしてその地理的原産地から生まれた商品であると示すことができるもの、質、評価、若しくはその地理的原産地特有の特徴があるもの」を言う。

「地理的原産地」とは、「国、地域、地方、そして地区を意味する。また、海、湖、川、運河、島、山、若しくは水が溜まっている地域も同時に意味する」。

地理的表示は、その地理的表示についての品質、社会的評価、又は特性が表されていないと認められない。出願人は、その商品がどこの地域と接しているのか、他の地理的表示地域にある類似した商品との違いは何か、について説明しなければならない（第5条）。

地理的表示にふさわしい商品の特性とは、様々な要素、例えば、原材料の質、地元の知恵としてありふれていない過程を経ていること、生産上の技術、もしくは地域性として行われていること、などの要素に影響を受ける。

タイの地理的表示名の例としては、「Chaiya Salted Eggs」「Praewa Thai Silks」「Aranyik knives」などである。

5-3. 登録できない地理的表示（第5条）

その地理的表示が、使用される商品の一般名称である場合には地理的表示として登録は認められない。一般名称とは、例えば「ブランデー」のように、特別な種類の商品の名前を示す、一般に知られている名前を意味する。さらに、公序良俗若しくは公共の秩序若しくは国の政策に反する地理的表示の場合も登録は認められない。

5-4. 登録者の資格（第6条及び第7条）

[タイ国の地理的表示]：

以下の者は地理的表示の登録を受ける資格がある。（第7条）

- ① 政府機関、公共機関、公営企業、地方行政機関又はその商品の地理的原産地を管轄する責任のある法人の行政機関。
- ② 自然人、団体、若しくは地理的表示を使用した商品に関する事業を行い、商品の地理的原産地に住所がある法人。
- ③ 消費者団体、又は地理的表示物を使用した商品の消費者機関。

[外国の地理的表示]：（第6条）

国外の地理的表示は、その国の法律に基づき保護を受けている地理的表示であるということ、及びタイ国内で出願登録を提出する日まで使用されていたことを示す明らかな証拠が必要である。

5-5. 外国の地理的表示の登録手続き (第8条)

外国の出願人は TRIP s 協定の加盟国の国籍を持っているか、タイもしくは TRIP s 協定の加盟国に居住しているか、もしくは事業を行っていること、が必要である。

5-6. 登録手続きの流れ (第10条)

地理的表示の保護を受けるためには出願登録が必要である。地理的表示の出願については「地理的表示の出願、公開、異議申し立て、変更、登録、不服申し立て、補正、もしくは登録撤回についての規則及び手続きに関する省令(2004年4月28日)」に詳細が規定されている。

[出願]

地理的表示の登録にあたり、出願願書に記載する主な項目は以下の通りである。

- ① 出願人についての詳細
- ② 地理的原産地の代わりに呼ばれたりもしくは使われたりする名前、特徴、もしくはその他のもの
- ③ 地理的表示に使用される指定商品
- ④ 地理的表示に使われる商品の品質、有名度、特質もしくは品性についての詳細
- ⑤ 地理的表示に使われる商品と地理的原産地との関連性についての詳細
- ⑥ 登録申請する地理的原産地の設定についての詳細
- ⑦ 登録申請する地理的表示のラベルの商品への付し方についての詳細
- ⑧ 出願人の署名及び、その出願人記載による署名日

また、すべての書類はタイ語に翻訳され、以下の補充書類が出願願書に添付されなければならない。

- ① 願書のコピー(1セット)
- ② 地理的表示の登録に使用される商品の写真
- ③ 地理的表示の登録に使用する商品ラベルの原本、コピーもしくは写真
- ④ 委任状の原本

出願書類はタイ知的財産局の担当官、もしくは地方の商業局、もしくは書留郵便にて担当官当てに提出することが出来る。

担当官により受理された日を出願日とする。書留郵便の場合の出願日は、その受領日を出願日とする。

[方式審査] (第11条)

地理的表示出願書類を受領後、担当官は方式審査を行う。

- ・ 出願人の資格についての審査
- ・ 地理的表示登録の法的観点からの審査
- ・ 外国の地理的表示の場合には外国の登録に関する証拠を審査
- ・ 申請書に提出された地理的表示の品質、有名度、もしくはその特徴についての審査

上記の審査は、出願日から120日以内に行われる。その出願が規則に則っていない場合、登録官は、審査結果報告書の受理日から30日以内にその出願を拒絶し、出願人に対して文書にて15日以内に通知しなければならない。出願人は地理的表示委員会に審判請求することが出来、委員会は出願人の審判請求に審決を下した後、審決及びその理由を審決日から15日以内に出願人に文書として通告する。

委員会の審決に出願人が不服の場合、出願人は、その審決受理日から90日以内にIP・IT裁判所に訴訟を起こすことが出来る。また、もし出願人が上記の期日以内に訴訟提起しない場合には、上記の審決を最終とする。

[公開] (第15条)

登録官が出願登録書が規則に基づいていると判断し、あるいは、裁判所がその出願を支持した場合、その出願は、商務省タイ知的財産局の見えやすい場所に90日間公的に掲示される。

もし、異議申し立てがなかった場合、又は、異議申し立てがあつたが地理的表示委員会の登録官又は IP・IT 裁判所が最終の決定を行ったとき、その異議申し立ては却下される。結果として、登録官は、公開日の最後の日、もしくは裁判所の決定書の受領日から起算して 15 日以内に、その出願を登録しなければならない。

〔異議申し立て、審判請求〕（第 16-18 条）

公開に対する異議申し立ては、公開日から 90 日以内に利害関係人により申し立てることが出来、異議申し立てにはその理由説明書も併せて提出しなければならない。出願人は、その異議申し立てが出された日から 15 日以内に異議申し立て写しを受け取り、その異議申し立て写し受領後 90 日以内に答弁書を提出しなければならない。

登録官の決定を不服とする側は、その決定を受領後 90 日以内に地理的表示委員会に審判請求をすることができる。その後、地理的表示委員会の審決を不服とする側は、その審決を受領後 90 日以内に IP・IT 裁判所に訴訟提起することができる。

〔発効日〕（第 20 条）

地理的表示の発効日は、出願日を起算日とする。もし異議申し立てがあつたが登録官がその異議申し立てを却下した場合であっても、その出願は登録可能であり、出願願書を提出した日からその出願は完全であると認められているからである。

〔審判請求〕（第 13 条）

① 登録官が出願の延期を命令する場合

第 13 条に基づき、出願が法に沿っていない場合、登録官はその審査報告書の受理日から 30 日以内に、その出願の拒絶命令を出し、その拒絶命令を出したから 15 日以内に理由と共に出願人に通知しなければならない。出願人は、その拒絶通知の受領日から 90 日以内に委員会に審判請求をすることができる。その審判請求は省令で規定した規則及び手続きによらなければならない。

② 登録官による拒絶及び異議申し立て

第 14 条に基づき、委員会が審判請求に対する審決を下した時、その審決が出された日から 15 日以内に出願人にその理由と合わせて通知しなければならない。出願人は、委員会の審決に対して不服がある場合、その審決受領日から 90 日以内に IP・IT 裁判所に訴訟提起することができる。もし上記の期日以内に裁判所に訴訟提起されなかった場合には、委員会の審決を最終とする。

〔登録の補正及び撤回〕

登録官もしくは委員会は、以下の条件のもとに地理的表示の登録を補正若しくは撤回することができる。

① 登録官による場合（第 21 条）

登録項目において誤記、又は不正確な箇所がある場合、登録官は、自らにより誤記若しくは不正確な箇所を指摘するか、もしくは出願人による申し出に基づいて、その誤記又は不正確な箇所を補正するように命令することができる。

② 委員会による場合（第 22 条）

登録官が第 19 条に基づき地理的表示の登録を受けた後、出願登録、又は登録が法律に反している、若しくは虚偽の記載がある、若しくは登録した時と事実が異なっている項目がありながら登録が行われてたことが後になって証拠として出てきた場合、利害関係人もしくは担当官は、登録官に対して、委員会が補正又は無効の審決の命令を出すよう、要求できる。

③ 訴訟提起する権利（第 24 条）

委員会が審決を下し、委員会の審決を不服とする利害関係人は、その審決の受理後 90 日以内に裁判所に訴訟を起こす権限を有する。もし上記の期日以内に訴訟提起が行われなかった場合、委員会の審決を最終とする。

5-7. 地理的表示の保護期間（第20条）

地理的表示の保護期間は、出願日から発効する。

[地理的表示の登録の登録補正及び登録の撤回]（第25条）

商品の地理的表示が登録された際、その地理的原産地に住む商品の製造者、又はその商品の商売に従事する者は、登録官が定めた条件に基づいて登録された商品に関して、地理的表示を使用する権限を有する。

地理的表示使用を差し止められた者は、その差し止め命令を受領した日から90日以内に登録官に対して不服申し立てをすることが出来る。その不服申し立てについては省令に定められる規則及び手続きに基づいて行われなければならない。（第26条）

5-8. 罰則規定

本法では、以下の行為につき罰則規定を設けている。

- ・ その商品がある地理的表示を元にしていて商品であると他人を騙すことを目的として、もしくは商品の実際の地理的原産地について混同を生じさせることを目的として、故意に地理的表示を使用すること。（第27条違反）

→20万タイバーツ以下の罰金が科せられる。

- ・ その地理的表示が地理的原産地として登録されていない商品に対して使用されていた場合に、特別な商品として広告されていた場合。（第27条違反）

→20万タイバーツ以下の罰金が科せられる。

違反者が法人であり、本法の処罰を受ける場合：（第42条）

法人の取締役、理事、若しくはその法人の代表者は、その違反に対して法律が定める処罰を受けなければならないが、その法人の違反行為において本人が知らなかった、又は同意しなかったということをその者が証明できる場合は除く。しかし、本法で科せられる罰則は罰金のみであり、懲役は無い。

局長は本法に基づく違反について調停する権限を有する。そして違反者がその調停文に従って罰金を支払った後、その事件は刑事訴訟法によって終了したものとする。（第43条）

5-9. 政府手数料表

政府手数料表（単位：タイバーツ）	
（「地理的表示の出願、公開、異議申し立て、変更、登録、不服申し立て、補正、もしくは登録撤回についての規則及び手続きに関する省令（2004年4月28日）」により規定されている）	
地理的表示出願申請	1,000
地理的表示登録への異議申し立て申請	1,000
登録官の命令または決定に対する審判請求	1,000
地理的表示登録の補正申請	200
地理的表示登録の撤回申請書	200
その他申請	200